

宮城県告示第九十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用及び使用の手続開始の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 収用及び使用の手続が開始される土地等

1 起業者の名称 国土交通大臣

2 事業の種類

(一) 一般国道四十五号改築工事（三陸縦貫自動車道・本吉郡南三陸町歌津字皿貝地内から気仙沼市本吉町九多丸地内まで）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事

(二) 一般国道四十五号改築工事（本吉インター関連・気仙沼市本吉町津谷長根地内）及びこれに伴う一般国道付替工事

3 手続が開始される土地

(一) 2の(一)に係る事業

イ 収用の手続が開始される土地 気仙沼市本吉町登米沢、本吉町風越、本吉町津谷長根、本吉町大沢、本吉町幸土、本吉町小金沢、本吉町赤牛、本吉町高、本吉町谷地、本吉町大森、本吉町府中、本吉町猿内、本吉町山谷、本吉町日門、本吉町木戸及び本吉町九多丸地内

ロ 使用の手続が開始される土地 気仙沼市本吉町登米沢、本吉町風越、本吉町津谷長根、本吉町大沢、本吉町幸土、本吉町小金沢、本吉町赤牛、本吉町高、本吉町谷地、本吉町府中、本吉町猿内、本吉町山谷、本吉町日門、本吉町木戸及び本吉町九多丸地内

(二) 2の(二)に係る事業

イ 収用の手続が開始される土地 気仙沼市本吉町津谷長根地内

ロ 使用の手続が開始される土地 気仙沼市本吉町津谷長根地内

二 起業者が収用及び使用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

気仙沼市役所（土木課）